

○大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例施行規則

平成22年11月30日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例（平成22年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の事業)

第2条 条例第4条第1号の規則で定める事業は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類により、次に掲げる事業の用に供する施設をいう。

- (1) 製造業
- (2) 情報サービス業（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条に規定する事業をいう。）
- (3) 旅館業（下宿営業を除く。）
- (4) その他町長が特に認める事業

(奨励金の交付要件)

第3条 条例第5条第3項に規定する雇用促進奨励金は、次に掲げる要件のすべてを満たす新規雇用者について交付する。

- (1) 5人以上であること。
- (2) 引き続き1年以上雇用されていること。
- (3) 雇用された日から1年を経過した日において、6か月以上引き続き本町の区域内に住所を有すること。
- (4) 稼働開始日の1年前の日から雇用された日の前日までの間に対象事業者が営む事業所（対象施設及び当該対象事業者が営む対象施設以外の事業所をいう。）を離職した者でないこと。

(奨励金の交付の時期)

第4条 奨励金の交付の時期は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める日以降とする。

- (1) 事業所設置奨励金 対象施設に係る毎年度の固定資産税を完納した

日

(2) 雇用促進奨励金 稼働開始日から起算して18月を経過した日
(委員会の運営等)

第5条 条例第8条に規定する委員会の運営その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 2 委員の構成は、副町長、総務課長、企画課長、財政課長、商工観光課長及び税務住民課長とする。なお、町長が必要と認めるときは、その他の適任者を委員とすることができる。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、会長には副町長を、副会長には総務課長をもって充てる。
- 4 会長は、委員会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 6 委員会の事務局は、商工観光課に置く。

(奨励措置の申請)

第6条 条例第9条の規定による奨励措置を受けようとする対象事業者は、事業所の新設等の工事に着手する前に、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例適用申請書(別記第1号様式)に事業計画書(別記第2号様式)を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 事業所設置奨励金を受けようとする対象事業者は、前項に規定するもののほか、事業所設置奨励金交付申請書(別記第3号様式)に固定資産税に係る納税証明書を添えて町長に提出しなければならない。
- 3 雇用促進奨励金を受けようとする対象事業者は、第1項に規定するもののほか、雇用促進奨励金交付申請書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(奨励措置の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請者に対して奨励措置を行うことを決定したときは、奨励措置決定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、事業所設置奨励金交付請求書（別記第6号様式）を、雇用促進奨励金の交付を受けようとするときは、雇用促進奨励金交付請求書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

(事業の開始)

第9条 事業者は、条例第10条の規定により、対象施設に係る事業を開始したときは、事業開始届（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

(事業の変更等の届出)

第10条 事業者は、条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 対象施設に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき 事業休止（廃止）届（別記第9号様式）

(2) 第6条の規定による申請した内容を変更しようとするとき 事業計画変更届（別記第10号様式）

(3) 条例第12条の規定による奨励措置の承継をしようとするとき 事業承継届（別記第11号様式）

(奨励措置の取消し通知)

第11条 町長は、条例第13条の規定により奨励措置を取消したときは、奨励措置取消通知書（別記第12号様式）を、又は奨励措置を停止したときは、奨励措置停止通知書（別記第13号様式）を当該事業者に通知するものとする。

(奨励金の返還命令)

第12条 町長は、条例第13条の規定により事業者に奨励金の全部又は一部を返還させるときは、奨励金返還命令書（別記第14号様式）により行うものとする。

(委任)

第13条 奨励金の交付については、この規則に定めるもののほか、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号）に定めるところによる。

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
(大多喜町工場誘致条例施行規則の廃止)
- 2 大多喜町工場誘致条例施行規則(昭和58年規則第6号)は、廃止する。
(失効)
- 3 この規則は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成23年3月31日規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月8日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月7日規則第11号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月30日規則第2号)